

令和7年防火管理講習実施要領

大野市消防本部・勝山市消防本部

令和7年における防火管理講習（甲種防火管理新規講習、甲種防火管理再講習）の実施要領を下記のとおり定め、これを実施するものとする。

記

1 講習種別

（1）甲種防火管理新規講習

- ア 消防法施行令（以下「政令」という。）第1条の2第3項各号に掲げる防火対象物（甲種防火対象物）の関係者で管理監督的な地位にある者。
- イ 統括防火管理を必要とする甲種防火対象物で、次の（ア）から（ウ）に掲げるテナントの関係者で管理監督的な地位にある者。
- （ア） 政令別表第1（6）項ロの用途で、収容人員が10人以上
- （イ） 特定用途（※1）のテナントで、収容人員が30人以上
- （ウ） 非特定用途（※2）のテナントで、収容人員が50人以上

（※1） 政令別表第1（1）項～（4）項、（5）項イ、（6）項イ、ハ、ニ、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項

（※2） 政令別表第1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項～（15）項、（16）項ロ、（17）項

（2）甲種防火管理再講習

甲種防火管理新規講習修了後に政令第4条の2の2第1項第1号の防火対象物の防火管理者として従事している者。（5年以内ごとの受講が必要）

2 受講対象者

防火管理義務対象物の防火管理者として選任予定のある方、又は受講を希望される方。

3 実施日時・会場等

（1）甲種防火管理新規講習

講習年月日	会場	申し込み受付期間	定員
令和7年 6月18日（水）・19日（木）	勝山市消防本部 （勝山市長山町2-2-7） 2階 大会議室	令和7年 5月12日（月）～6月6日（金）	60名

（2）甲種防火管理再講習

講習年月日	会場	申し込み受付期間	定員
令和7年 6月20日（金）	勝山市消防本部 （勝山市長山町2-2-7） 2階 大会議室	令和7年 5月12日（月）～6月6日（金）	30名

4 講習科目及び時間割

消防庁予防課長通知（平成22年12月14日付け消防予第545号）等に基づく次の時間割によるものとする。

(1) 甲種防火管理新規講習

	時間	科目
【甲種防火管理新規講習】 第1日目	8 : 30 ~ 9 : 00 (30分)	受付
	9 : 00 ~ 9 : 10 (10分)	受講案内等
	9 : 10 ~ 10 : 10 (60分)	①防火管理の意義及び制度 (1)
	10 : 20 ~ 11 : 20 (60分)	②火気管理 (1)
	11 : 30 ~ 12 : 30 (60分)	③火気管理 (2)
	13 : 30 ~ 14 : 30 (60分)	④施設及び設備の維持管理 (1)
	14 : 40 ~ 15 : 40 (60分)	⑤施設及び設備の維持管理 (2)
	15 : 50 ~ 16 : 50 (60分)	⑥防火管理に係る訓練及び教育 (1)
	16 : 50 ~ 17 : 10 (20分)	質疑応答
【甲種防火管理新規講習】 第2日目	8 : 30 ~ 9 : 00 (30分)	受付
	9 : 00 ~ 10 : 00 (60分)	⑦防火管理の意義及び制度 (2)
	10 : 10 ~ 11 : 10 (60分)	⑧防火管理に係る消防計画 (1)
	11 : 20 ~ 12 : 20 (60分)	⑨防火管理に係る消防計画 (2)
	13 : 20 ~ 14 : 00 (40分)	効果測定
	14 : 10 ~ 15 : 10 (60分)	⑩防火管理に係る訓練及び教育 (2)
	15 : 10 ~ 15 : 30 (20分)	質疑応答・修了証交付

(2) 甲種防火管理再講習

	時間	科目
甲種防火管理再講習	8 : 30 ~ 9 : 00 (30分)	受付
	9 : 00 ~ 9 : 10 (10分)	受講案内等
	9 : 10 ~ 10 : 10 (60分)	①防火管理に関する消防法令等の改正概要
	10 : 20 ~ 11 : 20 (60分)	②火災事例等に基づく防火管理対策
	11 : 20 ~ 11 : 40 (20分)	質疑応答・修了証交付

5 担当講師、係員及び講習内容等

各科目の担当講師、係員及び講習内容等は、次のとおりとする。

なお、都合により講師等を担当できない場合は、指名された講師等の所属において対応するものとする。

(1) 甲種防火管理新規講習

第1日目

時間	科目	講習内容等	担当講師等
8:30～9:00 (30分)	受付	受付	各本部事務局
		駐車場整理	勝山市消防本部 (開催地)
9:00～9:10 (10分)	受講案内等	開講挨拶	勝山市消防本部 消防長
		受講案内	勝山市消防本部 (開催地)
9:10～10:10 (60分)	①防火管理の意義及び 制度(1)	防火管理講習テキスト(本章p2～29、p146～166) ○ 過去の火災事例から学ぶ防火管理の教訓にすること。 ○ 複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制に関すること。	勝山市消防本部
10:20～11:20 (60分)	②火気管理(1)	防火管理講習テキスト(本章p32～74) ○ 火気取扱いの基本知識及び出火防止対策に関すること。 ○ 工事中の防火管理対策に関すること。 ○ 危険物の安全管理に関すること。 ○ 地震対策に関すること。	勝山市消防本部
11:30～12:30 (60分)	③火気管理(2)		
13:30～14:30 (60分)	④施設及び設備の維持 管理(1)	防火管理講習テキスト(本章p76～95) ○ 消防用設備等及び防火・避難施設の概要及び点検の必要性に関すること。 ○ 点検体制の確立の必要性に関すること。 ○ 日常点検の要点に関すること。 (消火器・自動火災報知設備・誘導灯・緩降機・防火施設・避難施設等)	大野市消防本部
14:40～15:40 (60分)	⑤施設及び設備の維持 管理(2)		
15:50～16:50 (60分)	⑥防火管理に係る訓練 及び教育(1)	防火管理講習テキスト (本章p98～112、p123～126) ○ 緊急時に対応する訓練のあり方に関すること。 ○ 従業員教育の内容及び実施方法に関すること。 ○ 自衛消防組織の編成及び防災センターの意義及びそのあり方に関すること。	勝山市消防本部 (開催地)
16:50～17:10 (20分)	質疑応答	質疑応答	勝山市消防本部 (開催地)

第2日目

時間	科目	講習内容等	担当講師等
8:30～9:00 (30分)	受付	受付	各本部事務局
		駐車場整理	勝山市消防本部 (開催地)
9:00～10:00 (60分)	⑦防火管理の意義及び制度(2)	防火管理講習テキスト(本章p128～130、p281～305) ○ 過去の火災事例から学ぶ防火管理の教訓にすること。	勝山市消防本部
10:10～11:10 (60分)	⑧防火管理に係る消防計画(1)	防火管理講習テキスト(本章p131～144、p167～212) ○ 防火管理に係る消防計画の作成に関すること。 ○ 防火管理業務を一部委託する場合における消防計画に関すること。 ○ 工事中の消防計画に関すること。	大野市消防本部
11:20～12:20 (60分)	⑨防火管理に係る消防計画(2)		
13:20～14:00 (40分)	効果測定	効果測定及び解答、解説	勝山市消防本部 (開催地)
14:10～15:10 (60分)	⑩防火管理に係る訓練及び教育(2)	防火管理講習テキスト(本章p113～122) ○ 消防用設備等及び防火・避難施設の操作要領に関すること。(実技) (消火器・自動火災報知設備・誘導灯・緩降機・屋内消火栓・防火施設・避難施設等)	勝山市消防本部 (開催地)
15:10～15:30 (20分)	質疑応答 修了証交付	質疑応答	勝山市消防本部 (開催地)
		修了証交付	各本部事務局

(2) 甲種防火管理再講習

時間	科目	講習内容等	担当講師等
8:30～9:00 (30分)	受付	受付	勝山市消防本部 (開催地)
		駐車場整理	勝山市消防本部 (開催地)
9:00～9:10 (10分)	受講案内等	開講挨拶	勝山市消防本部 (開催地)
		受講案内	勝山市消防本部 (開催地)
9:10～10:10 (60分)	①防火管理に関する消防法令等の改正概要	図説防火管理〔再講習〕(本章p2～69) ○ おおむね過去5年間における防火管理に関する法令の改正の概要に関すること。	勝山市消防本部 (開催地)
10:20～11:20 (60分)	②火災事例等に基づく防火管理対策	図説防火管理〔再講習〕(本章p72～134) ○ 火災事例等の研究に関すること。	勝山市消防本部 (開催地)
11:20～11:40 (20分)	質疑応答 修了証交付	質疑応答	勝山市消防本部 (開催地)
		修了証交付	各本部事務局

- ※ 1 甲種防火管理新規講習については、全講習終了後において受講者の講習内容の習熟度を客観的に把握するとともに、事後における講師の教育技法の参考に資するため効果測定を実施するものとする。
- 2 いずれの講習の科目も、視聴覚教材（パソコン、映像等）及び消防用設備等の実機等を有効に活用し、効果的に実施するものとする。

6 講習の実施案内

防火管理者未選任の防火対象物関係者及び受講希望者等への講習案内は各消防本部が郵送、ホームページ掲載等にて周知徹底を図るものとする。

ホームページ上の講習案内についてはPDF形式で、受講申込書についてはPDFとWord形式で掲載し、ダウンロードできるようにする。

7 受講料

受講料は無料、テキスト代は受講者負担とし、受講者が振込用紙にて振り込みし、受講申込書提出時に納付書を添付する。テキストは当日受付にて受講者に配布する。（一部公的機関については、後日振込）

8 受講申込書の受付処理要領

申し込み受け付けは、別添No.3「防火管理講習受講申込書」にて次のとおり処理するものとする。

（1）受講申し込みについて

- ア 受講申込書及び受講票の所定欄に必要事項を楷書で記入させる。
- イ 受講申込書及び受講票の受講番号欄に番号を付するとともに、受講票に受講日等を記入し、切り取り部に検印を押印する。なお、受講票は講習日まで各本部事務局で預かり、※欄を記入しておくものとする。
- ウ 甲種防火管理再講習の受講申込者に対しては、上記手続きに併せ甲種防火管理講習を修了したことを証する書類の写しを添付させる。
- エ 甲種防火管理新規講習の受講申込者で、後記（2）による講習科目の一部免除を受けようとする者に対しては、講習科目一部免除申告欄の免除を受けようとする科目にレ印を記入させ、所定の講習を修了したこと等を証する書類の写しを添付させる。
- オ 他会場で受講する場合は、管轄する消防本部へ問合せ後、受講者が受講したい消防本部に直接申し込みをするものとする。

（2）講習科目の一部免除の取扱いについて

ア 甲種防火管理新規講習

- （ア）甲種防火管理新規講習の受講申込者のうち、消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者及び自衛消防業務講習の課程を修了している者（消防法施行規則第4条の2の14に掲げる自衛消防業務新規講習及び自衛消防業務再講習の既修者のほかに、「消防法施行規則第4条の2の13第3号の規定に基づき、同条第1号及び第2号に掲げる者に準ずる者を定める件」（平成20年消防庁告示第14号）第1に定める追加講習の既修者を含む（以下同じ。）。）は、講習科目のうち、「防火管理の意義及び制度」（120分）の科目について免除できるものとするが、努めて一般の受講者と同様、全科目を受講するよう指導するものとする。

なお、甲種防火管理新規講習の効果測定における科目免除につい

ては行わない。

- (イ) 上記 (ア) の講習科目の一部免除者の受付は、1 日目・2 日目ともに 2 限目開始時刻の 30 分前からとし、これ以外の時間割については、一般の受講者と同様とする。(10 分前から受講案内)

9 講習会当日の受付

講習会当日の受付は、協調・開催地消防本部間において必要最小限の職員派遣を行う。受付の際、運転免許証等受講者本人であることを証明できるものの提示を求め、本人確認を実施するものとする。

10 受講票の取扱い

受講票は、甲種防火管理新規・再講習共に各講習日の午前、午後毎に担当職員が受講証明の認印又は済印を押印し、各講習終了時に回収する。なお、甲種防火管理新規講習については、1 日目終了時に一旦回収し、2 日目の受付時に再度渡すものとする。

11 修了証の交付

全科目の所定時間を受講した者に対しては、修了証を即日交付するものとする。

12 使用テキスト

各講習の使用テキストは次のものとし、最新版を使用する。

(1) 甲種防火管理新規講習 (東京法令出版)

①防火管理講習テキスト 価格 4,510 円

(2) 甲種防火管理再講習 (東京法令出版)

① 図説防火管理〔再講習〕 価格 1,760 円

② イラストで見る消防用設備等の自主点検ポイント 価格 440 円

価格 2,200 円 (①②の合計価格)

13 必要経費

案内書、受講申込書及び資料等作成に係る印刷代、その他の教材費等、講習会開催に必要な諸経費については、各本部が負担するものとする。

14 その他

受講当日に発熱、風邪症状、咳等がある方は、受講をお断りする。